

**「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく
一般事業主行動計画
(学校法人 実践女子学園)**

実践女子学園では、女性の社会的な地位の向上と女性の社会進出を進める学園として、全学を挙げて男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことを方針とした、「実践女子学園 一般事業主行動計画」を策定し、2020年3月26日に東京労働局へ届出しました。

1. 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2. 計画目標・取組内容

【目標1】 女性教職員の育児休業取得率90%以上を維持する。

＜目標達成のための対策＞

- ・ 育児休業をはじめ育児に関する支援制度の周知を行う。

【目標2】 男性教職員の育児休業取得率10%以上を実現し、維持する。

＜目標達成のための対策＞

- ・ 男性育児休業取得者の体験談をまとめ、全教職員に周知する。
- ・ 育児・家事への参加を促す研修を実施する。
- ・ 育児休業が取得しやすい環境整備に向けて、制度の見直しを行う。

【目標3】 小学校就学前までの子供を育てる全教職員を対象にした、子育てを支援する制度を導入し、定着させる。

＜目標達成のための対策＞

- ・ 2021年度までに現状の子育て支援制度を見直し、ニーズにあった新たな制度を導入する。

【目標4】 小学校低学年の子供を育てる教員に対しては、担当授業や会議の時間帯を制限するなど、子育て支援のための運用ルールを定める。

＜目標達成のための対策＞

- ・ 2020年度はニーズ調査結果に基づき具体的なルールを作成し、2021年度からルールの運用を開始する。

【目標5】 全教職員一人あたりの時間外労働時間について毎年、前年比5%削減する。

＜目標達成のための対策＞

- ・ 業務の改善と効率化をはかる。
- ・ 管理職によるタイムマネジメントを徹底する。

- ・週に1日以上ノー残業デーを設定し、運用の徹底をはかる。

【目標6】全教職員の年次有給休暇取得率を、40%以上とする。

＜目標達成のための対策＞

- ・年度当初に年次有給休暇の取得計画を策定する。

【目標7】大学・短期大学部の教授に占める女性比率を全体で40%以上に向上する。

＜目標達成のための対策＞

- ・女性教員の働きやすい環境を整備するため子育て支援制度を充実させる。

【目標8】全教職員のうち女性が占める割合を50%にする。

＜目標達成のための対策＞

- ・女性教員の働きやすい環境を整備するため子育て支援制度を充実させる。
- ・学園の男女共同参画に関する情報を発信する。

以 上